

令和7年度 上島町立保育所 継続手続きおよび入所申込みのご案内

《保育所入所基準》

児童と同居の保護者が
昼間家庭で保育ができない次のいずれかの場合



- ①労働 保護者が家庭外または家庭内で児童と離れて仕事をしている
- ②妊娠・出産 保護者が妊娠中か、または出産後間もない
- ③疾病・障害等 保護者が疾病にかかるか、もしくは負傷している、または身体あるいは精神に障がいがある
- ④病人の看護等 家庭に長期にわたる病人・心身に障がいのある人がいるため、保護者がいつもその看護にあたっている
- ⑤家庭の災害 火災・風水害・地震等の災害復旧を行なっている
- ⑥求職活動 保護者が継続的に求職活動をしている
- ⑦就学 保護者が就学している
- ⑧社会的擁護 児童虐待または配偶者からの暴力等を受けている
- ⑨育児休業 育児休業をする際に、すでに入所している児童があり、心身の発達上、引き続き利用する必要がある場合

●問い合わせ

弓削住民課 ☎77-2503 生名町民生活課 ☎76-3000
岩城町民生活課 ☎75-2500 魚島町民生活課 ☎78-0011

令和7年度の保育所の継続手続きおよび入所申込みの受け付けを次のとおり行いますので、令和7年4月1日から保育所の継続および入所を希望される方は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、下記要領で手続きしてください。

《申込期間》

12月2日(月)～16日(月) 8:30～17:15 ※土日祝日除く。

《対象年齢》

6ヶ月～就学前

《申込場所》

上島町役場各総合支所 住民課、町民生活課もしくは保育所

《必要書類》

①教育・保育給付認定申請書兼入所(園)申込書

※個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。

②家庭において児童を保育することができないことを証明する書類(雇用証明書、就労状況確認書等)

※保育必要量：標準時間(1ヶ月就労時間120時間以上)

に認定された場合は、どちらか選択できますが、短時間

(1ヶ月就労時間64時間以上120時間未満)に認定された場合は、短時間しか選択できません。

③印鑑

※継続の方は書類を保育所から配布します。

※新規の方は、①②の用紙を各総合支所住民課・町民

生活課でお渡しいたします。

※令和6年1月1日に住所が上島町にない方は、マイナ

ンバーで住民税を確認することができます。(未申

告の場合は確認できない場合があります。)マイナ

ンバーを提出されない場合は、前住所地の令和6年

度所得課税証明書(保護者分)が必要です。

※住民税が未申告の場合、保育料の算定ができませんの

で、必ず申告をお願いします。

令和6年度 後期高齢者歯科口腔健康診査について

愛媛県後期高齢者医療の被保険者の方を対象に、無料の歯科口腔健康診査を実施しています。お口の健康は、おいしい食事、楽しい会話はもちろんのこと、全身の健康にもつながります。この機会にぜひ歯科口腔健康診査を受診してください。



★対象者

愛媛県後期高齢者医療の被保険者の方

(被保険者とは、75歳以上または65歳から74歳で一定の障がいがあり愛媛県後期高齢者医療広域連合に認められた方です。)

※ただし、長期入院、施設等入所の方や歯科治療中の方等、一部の方は対象外となります。

★健診項目

①問診 ②歯の状態(現在ある歯、入れ歯のかみ合せやかむ力の確認) ③口腔機能評価(口の中の健康診査) ④保健指導

★申込方法

愛媛県後期高齢者医療広域連合に電話または上島町役場住民課へ直接お申し込みください。クーポン券、受診票、質問紙、登録歯科医院一覧表などをセットにして郵送しています。

※愛媛県後期高齢者医療広域連合から受診をお勧めする方には、クーポン券などを送付しています。

★受診期間

令和7年2月28日(金)まで

★受診方法 クーポン券などが届きましたら、事前に電話などにて登録歯科医院にご予約のうえ、受診してください。

★受診場所

後期高齢者の歯科健診を実施する愛媛県内の登録歯科医院

※クーポン券と一緒に登録歯科医院一覧表を同封します。また、愛媛県後期高齢者医療広域連合と愛媛県歯科医師会のホームページにも掲載していますので、ご参照ください。

★その他注意事項

○無料で歯科口腔健康診査を受診できるのは、1年度内につき1回のみです。

○歯科口腔健診は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は有料となります。

○訪問による後期高齢者歯科口腔健康診査は、骨折等で通院が難しい方や介護認定を受けている方が対象となります。詳細は、後期高齢者医療広域連合へ一度お問い合わせください。

★申込み・問い合わせ

・愛媛県後期高齢者医療広域連合

事業課保健事業係 ☎089-911-7739

☎089-911-7735

✉info@ehime-kouiki.jp

・上島町役場 住民課 ☎77-2503

2025年農林業センサスの実施について

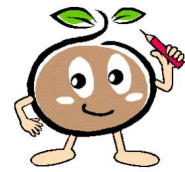
農林水産省では、令和7年2月1日現在で、「2025年農林業センサス」を実施します。

この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される極めて大切な調査です。

令和6年12月中旬から農林業をされている皆さまのところに調査員が訪問して、耕地面積の聞き取りや、調査票に農林業の実施状況などの記入をお願いしますので、ご協力をお願いします。

●問い合わせ 企画情報課

☎771-2500



マスコット
キャラクター
「つつち」

放送大学
2025.4
入学生
放送大学入学生募集

放送大学はテレビ・インターネットで授業を行う通信制の大学です。働きながら大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で、

幅広い世代の方が学んでいます。

ただいま2025年4月入学生を募集しています。詳しい資料を送付いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

●募集学生の種類

【教養学部】

○科目履修生(6ヶ月在学し、希望する科目を履修)

○選科履修生(1年間在学し、希望する科目を履修)

○全科履修生(4年以上在学し、卒業を目指す)

【大学院】

○修士科目生(6ヶ月在学し、希望する科目を履修)

○修士選科生(1年間在学し、希望する科目を履修)

●出願期間

第1回 11月26日、

令和7年2月28日まで

第2回 3月1日～3月11日まで

※インターネット出願も受け付けております

●資料請求(無料)・お問い合わせ先

放送大学愛媛学習センター

☎0891-9231-8544

放送大学ホームページ



第76回人権週間のお知らせ

12月4日(水)から
12月10日(火)までは
「第76回人権週間」です。



松山地方事務局および愛媛県人権擁護委員連合会では、「『誰か』のことじゃない。」を啓発活動重点目標とし、人権尊重思想の普

及高揚を図っています。この機会に、人権意識を高め、相手の気持ちを考え、違いを認め合う心を育てましょう。人権問題で困りの方は、みんなの人権110番(☎0570-0003110)までご相談ください。

●問い合わせ 松山地方事務局

☎0891-93210888

司法書士による「年末困りごと電話相談会」 (無料)を実施します!!

愛媛県司法書士会では、下記のとおり、令和6年12月14日、「年末困りごと電話相談会」を実施いたします。

毎年、年の瀬となると、「年を越す前に、今年の悩みを解決したい」という心理になる方は多いと考えられ、経済的に困窮されている方からの相談需要が増加する傾向にあります。また、すでに困窮状態に陥っている方にとっては、年末年始の間、役所が閉庁となるため、さらに大変な困窮状態となる危険があります。

そこで愛媛県司法書士会では、年末における相談需要に対応し、かつ、生活困窮状態にある方々の問題解決の糸口となるべく、無料の電話相談会を企画いたしました。

【司法書士による年末困りごと電話相談会】

電話番号：089-941-8065

- ◆日時 令和6年12月14日(土) 10:00～16:00
- ◆相談料 無 料
- ◆相談例
 - ・借金で苦しんでいる
 - ・生活保護を受けたい
 - ・お金がない
 - ・生活に困っていて年が越せない
 - ・車上生活から脱したい
 - ・失業して先行きが見えない

主催 愛媛県司法書士会

●問い合わせ 愛媛県司法書士会 事務局 ☎089-941-8065